

## 【委員会記録】

笠井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けるといたします。

## 【報告事項】

- 徳島県地域防災計画の修正について(資料①)

納田危機管理部長

この際、1点御報告いたします。

徳島県地域防災計画の修正についてであります。

委員会資料(その1)をごらんください。

国の防災基本計画が昨年12月27日に修正され、本県においても一昨日6月26日に徳島県防災会議を開き、徳島県地域防災計画の修正をいたしました。この修正に当たっては、国の防災基本計画を初め、地震津波減災対策検討委員会の最終報告や関西広域連合の関西防災・減災プランを反映させております。当地域防災計画の構成につきましては、現行の震災対策編を地震・津波災害対策編とし、本県が直面する2つの地震、三連動地震対策と直下型地震対策に分け、予防、応急対策、復旧・復興の各段階の災害対応を記述いたしました。

この中で、31項目にわたる新規項目や20項目にわたる内容充実など、大幅な見直しを行っております。主な内容としましては、助かる命を助ける減災の視点を明記したほか、津波対策としまして、最大クラスの津波には人命優先の避難対策、頻度が高い津波には海岸保全施設での防御といったソフト、ハードを組み合わせた対策を明記しております。

このほか、災害時要援護者への支援、関西広域連合、中国四国及び鳥取県との相互応援協定による広域防災体制の充実、医療、保健衛生、介護福祉、薬務の4分野を網羅する災害時コーディネーターや関西広域連合のドクターヘリの配置、運航による広域医療体制の整備などを盛り込んでおります。

今後、国の指針などを踏まえ、一般災害対策編に原子力災害対策計画を設けてまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

私のほうからは、さきの事前委員会において御報告いただきました徳島県震災対策推進条例について伺いをいたします。

まずは本条例の概要説明をお願いしたいと思います。また、きょうの新聞紙上でも報道がございましたが、南海トラフ地震に対する被害想定を8月下旬に公表するとの内閣府の発表がありましたが、今後の条例制定に向けたスケジュールがどういうふうになる予定なのか、この2点、お願いいたします。

松野危機管理部次長

震災対策推進条例についての御質問でございますが、東日本大震災のような大災害においては、それぞれの主体が果たすべき役割をしっかりと担うことが重要であるということから、自助、共助、公助の各主体の責務を明確にするとともに、全国で初めて土地利用規制などの対策を盛り込み、県民の生命、身体を守る災害に強い地域社会づくりを画策するため、この条例を制定するものでございます。

条例素案の概要といたしましては、目的や基本理念などを記載した総則、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策の各段階において、県民や事業者、県や市町村、それぞれの役割や責務などを記載いたしております。

その内容のうち、特に国の津波防災地域づくりに関する法律で指定できるとなっております津波災害警戒区域や特別警戒区域の指定を積極的に推進することとしておりまして、この区域指定に伴い、土地利用規制が行われることとなっております。

また、中央構造線の活断層に関する土地利用のあり方につきましては、地震発生時に建築物が活断層のずれにより壊れないよう区域を指定いたしまして、土地利用の適正化を図るものでございます。具体的には、県が公表いたします活断層の位置図に基づき、その影響範囲である活断層調査区域に新たに学校や医療施設などを建築する場合、県に届けを出していただき、県の求めに応じて調査を行い、報告書を提出していただくなど、活断層を避けて建築していただきたいということでございます。

続きまして、もう一つの被害想定が8月下旬になったことで、条例の制定がいつごろになるのかということでございますが、きのう、内閣府は南海トラフの巨大地震による津波の浸水予測について8月下旬をめどに公表すると報道がなされたところでございます。

これによりますと、津波浸水域や液状化危険度につきまして、人的被害、物的被害とあわせて公表することでございます。県といたしましては、国の津波浸水予測に用いたデータの提供を受けて、県独自に補正を加え、最終の津波浸水予測を行うこととしておりましたことから、先にデータだけでもいただけないかということをお求めていきたいと考えております。条例のスケジュールにつきましては、策定のスピードを緩めることなく、できることから鋭意進めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

今御説明いただきました津波のほうの対策また活断層対策ということでありましたが、活断層というのは

徳島県内にもたくさんあると思います。今御説明いただいた中では中央構造線という名前が出ておりましたが、そのほかのいろいろな活断層については、とりあえずは入らないということで理解してよろしいでしょうか。

松野危機管理部次長

国のほうで長期予測されております中央構造線活断層について、まずは対象にしたいと考えております。

岩丸委員

わかりました。

それでは、前回の事前委員会で御説明いただいた中で、市町村から意見を聴取中というようなことごさいましたけれども、その中から出てきた課題でありますとか問題点、また市町村からの要望といったようなものにはどのようなものがありましたでしょうか。

松野危機管理部次長

条例に対する市町村からの意見ということでございますが、条例素案の市町村への説明につきましては、先月5月に行ったところでございます。津波に関しましては、移転先の土地の確保が難しい、地価の下落や土地取引の停滞が懸念されるというふうなこと、また活断層に関しましては、既存施設の移設に対する支援が必要、また津波と同様に地価の下落が懸念される、さらに津波より発生確率が低い活断層への規制については、慎重な取り扱いが必要ではないかという意見がございましたが、条例制定の必要性はよくわかるとの御意見もいただいたところでございます。

課題といたしましては、条例制定とともに規制緩和を行うことが必要であるというふうにごさしております、その内容につきましては、現在、具体的なものの検討を進めているところでございます。

岩丸委員

特に津波は当然いろいろな問題もあろうかと思いますが、中山間の地域においては活断層といった中でいろんな制約がございます。そういったことから、各地域独自の課題などにも十分に対応していただきたいというふうに思います。どちらにしても国の内閣府の関係で、8月末に被害想定が出るというようなことごさいますので、当初からの予定からしますと大分おくれしているなという感じがいたしますが、先ほど来のお話に出ておりますように、死者を出さないというようなことから防災、減災の観点を含んで、この条例の制定に本当に素早く、また正確にやっていただきたいというふうに要望をいたしておきます。

続いて、計画停電のことについてお伺いします。

少し前に四国電力の支店長より今夏の電力不足における7%以上の節電要請がありました。また、今週初めの25日には、計画停電についての御説明がありました。計画停電についての可能性は極めて低いということごさいましたが、もしかしたらあるかもわからないという上で、このときの対応についてお伺いします。

まずは計画停電に関して危機管理会議というのが開催されましたが、その大まかな内容についてお伺いをしたいと思います。

近藤危機管理部次長

計画停電について御質問をいただいております。

先般6月22日、四国電力からセーフティーネットとしての計画停電の準備の情報が公開された後、同日19時から政策監をトップとする危機管理会議を招集、開催し、県としての対応の確認を行ったところでございます。県といたしましては、計画停電については昨年実施されました東京電力管内の事例からも明らかなように、県民生活や企業活動など甚大な影響を及ぼすことから何としても回避すべきであると考えております。その際にも政策監のほうから四国電力に対し、強く回避していただけるよう要請をしたところでございます。また、県の計画停電への備えといたしましては、政策監のほうから県民の安全・安心を守ることを第一に対応を図ること、四国電力との間で対策にそごが来たさないよう連携を強化すること、計画停電を何としても回避するために攻めの節電対策を実施することなどの方針を確認いたしましたところでございます。

岩丸委員

わかりました。

計画停電を実施する際に予定されておりますとの説明の中で、県庁の本庁舎自体はその計画停電の対象外ということでありました。南部や西部の総合県民局、また東部県土整備局、保健福祉関係、農林水産関係、当然、病院や学校といったものも含め、出先機関はたくさんあるわけですが、その中で特に南部、西部のいわば住民サービスの拠点となる南部総合県民局、西部総合県民局も計画停電の中に入っているということでしたが、これは本庁舎同様、対象外にならなかったのかなという気がしているのですが、その辺はどうだったのでしょうか。

近藤危機管理部次長

計画停電が実施されたとき、県庁本庁舎は対象外でございます。しかしながら、それ以外の県庁舎については計画停電の緩和対象施設にはなっていないため、計画停電への対応が必要となってまいります。このことにつきましては、国が調整し、方針を決定しております。国の通知によりますと、国、地方自治体の庁舎、出先機関などについての考え方といたしましては、これらの施設は計画停電時における行政機能の継続のためには重要であるものの、行政の立場として率先垂範で節電に協力することも必要であること、しかしながら、ある地域において通電される施設が一つもない状態は極力避けるべきということで、都道府県庁、市町村の本庁舎、国の主要な合同庁舎を緩和対象施設とした旨の説明がなされております。

なお、御指摘のございました南部、西部、東部の各庁舎につきましては、災害時の対応拠点となることから、このような緩和対象施設に選定されなかったことについてはまことに残念ではございますが、もしも計画停電と災害対応が重なった場合においては、災害対応が必要な地域での計画停電は実施しない方針であるとの説明を国から受けております。

こういうことから、計画停電のために実質的に災害対応ができないという最悪の事態は避けられるものと

考えてございます。

また、計画停電に対する具体的な対応について、現在、各庁舎の各所属において検討、準備を進めていただいているところでございます。計画停電が実施される場合であっても1日1回2時間程度となることが公表されているため、南部、西部、東部の各庁舎につきましては、自家発電装置などの非常電源による電力確保に努めることにより対応できるものと考えております。

しかしながら、その場合においても常時と同様の電力を使うことは非常に難しいということが考えられますので、そのことにつきましては、事前に県民や関係機関へきめ細やかな情報提供を行うことといたしております。

なお、窓口業務などについては、せっかく来庁いただいても取り扱いができないというサービス低下が懸念されるため、できる限り県民の皆様にご負担をかけないような形で行政機能の維持と業務継続をそれぞれの部局で検討し、実行に移してまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

ありがとうございました。

災害時は計画停電を実施しないということで、当然そうあるべきだと思うわけですが、それ以外でもし計画停電になった場合、県庁とのいろんなネットワークについても非常電源などを使用し、最低限のところは確保できるというようなお話でございました。

ぜひそういった内容を密に検討していただいて、対処していただきたい。どちらにしても計画停電が起こらないようにするため、節電というのを今後強く県内にもアピールしていただきたいというふうに思います。

寺井委員

今、岩丸委員のほうから中央構造線のことについていろいろとお聞きをさせていただいたわけですが、この間、岸本副幹事長の御配慮によって、我が会派と市町村長とで意見交換会がありました。その席でちょっとお尋ねをした件があります。特に中央構造線のことについてでございます。たしか昨年9月、木南議員が今回の条例に関する提案をされたのではないかと思います。その後、この2月に本格的に条例が動き出したというようなことでございました。

御存じのとおり、阿波市の庁舎が中央構造線のすぐ近くに建つ。県の許認可がどういうものか知りませんが、昨年11月3日の文化の日に阿波市の文化祭の催しがあり、市長さんからきょうはいい話がある、県のほうから許認可の資料をきちんとそろえて提出してくださいという話があったということで、条例に向けてのいろいろなことが練られている中、そういうことになったと。

しかし、おとついの徳島新聞に書いてありますが、阿波市の温泉施設である白鳥荘の整備計画を中断すると。これはまさに中央構造線のど真ん中にあるのかなという感じがするわけですが、これについてなかなかうまいこと前に向いてはいけないんじゃないかなと。たくさんの方がそういうところにおいでということは、つくるのは無理じゃないかなという話はあるわけですが、実は阿波市庁舎も場所は決定しているが建っていないという中、新しい条例がこの8月にできたとき、知事が規制をする。特に市の職員が全員集まる世界、そして防災対策本部がそこに設置される、それから給食センターもできる中、仮に条例ができた時点

で建物が建っていないが、計画は前へ進んでいる中、県として規制ができるのですか。

楠本南海地震防災課長

活断層の影響によります条例による規制でございますが、まずどういった建物を対象とするかというのがございます。ただ、防災対策上、重要となる庁舎といったものは、条例対象というよりも本来的に避けれるものであれば避けるというのが基本的なスタンスでございます。

まず、条例の適用の仮の話でございますが、活断層に限りましては、規制して絶対に建ててはいけないというような法的根拠がなく、とめることは難しいと考えております。あくまでもはっきりしているような活断層があれば、将来のことも考えて、わざわざはっきりしているところへ建てるのではなく、そこを避けて建てるように誘導していくというような考えでございます。

寺井委員

十分な答えではないように思います。

先日の市町村長との意見交換会の中で、私は3.11以降、想定外という答えは本当の答えにならないということも言いました。市町村長さんたちは、私の意見に対して非常に不満のようでしたが、本当に我々県議会は、1人の命もそういうことにならないように条例としてやっているわけですが、一方で今回こういうふうな格好で条例ができます。

常識としては普通はおかしいなとも思うのですが、今の答えだと、知事が規制をするという中で、それが実は規制にならないという世界です。市がすると言えば、仕方がないというような話です。

厳しいと言いますか、これだけ危機管理も含めて問われているときに本当にそれでいいのかなと私はちょっと思います。そういうことが起こらなければ最高にありがたい話ですが、危機管理部も御存じのように、実はその場所が土石流の指定にもなっている。市などに聞くと、土石流は大したことないという話なのですが、そういうところに例えば消防の人たちが皆集まるわけです。私はちょっと不思議だと思うのですが、県もそれはとめられないというような世界と聞きます。危機管理部に対してこういうことを言うてはいけないのでしょうか、県も大きな事業をする際に許認可を出してますよね。許認可の世界の中で、私は県も責任があると思うのですが、どうですか。

納田危機管理部長

今の寺井委員からの御質問でございますが、先ほど岩丸委員からお話ございましたように県下にはたくさん活断層がございます。

現在、徳島県には、活断層の位置を示した地図が4種類ございます。大きく申しますと、徳島県の活断層調査、都市圏活断層図、活断層詳細デジタルマップ、四国の中央構造線活断層系統というふうなところが主なところでございます。

ただ、先ほどお答えいたしましたように、今回の条例については国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線の活断層だけということで考えてございます。

今申しましたこの4つの資料は、調査時期、方法や精度について差がそれぞれございます。現在、有識者によりまして、活断層の検討会を設け、どういうふうな活断層を対象にすべきかということを最終知見を加え、

検討していくところでございます。

5,000分の1の地図を作成する中で、どの活断層にどのような規制を加えるかということを検討しようと考えてございます。

今、委員から御指摘のありました阿波市の庁舎でございますが、たしか一部の資料の中にはそれらしきものがあるのではないかという想定の部分がございますが、今回、私のほうとしましては、こちら辺にあるのではないかとどこまでいきますと非常に影響が大きいのではないかとということで、明らかにそこにあるだろうと、それが最終知見で示される部分について、規制を行うべきではないかと考えております。学術上で、研究段階で、ひょっとしたらあるかもわからないということまで今回の対象にするのはちょっと危険かなと私は思っております。したがって、今回もしも条例が策定されて、その対象になるかどうかについては、今の段階では明確に申し上げることはできませんので御理解いただきたいと思います。

寺井委員

まだわからないということですか。阿波市民の皆さんは、できたらそういう危険があるようなところに庁舎を建ててほしくないという気持ちがあるのですが、市はそこでやると言っています。条例等々が議論されている中、県からきちっと対策ができるよう指導していただきたいと思っております。そうしないともしものことがあったとき、県が許可したのではないかと、県もやっぱり責任があると市が言ったら、多分押し問答になるのかなと思っております。

ぜひそういうことを含め、阿波市民の皆さんは関心を持っていらっしゃると思っておりますので、きちっと指導していただきたいなと思っております。

黒川委員

計画停電の話をちょっと質問しておきます。

具体的に頭の中でイメージができるかと思いますが、三好市池田町の町の中を計画停電する、あの小さいところを4分割し、波状攻撃で計画停電をするようなんですね。もっと具体的に言いますと、池田ダムからポンプアップする揚水ポンプ場、それから500メートルから1キロメートル弱ぐらい離れたところ、そこは4分割目の林浄水場ですが、浄水場と揚水ポンプ場は、4分割した中の1分割目と4分割目の中にある。そうすると、片や揚水ポンプ場は2時間とまる、そしてその後、徐々にいって浄水場がとまる。これ8時間タイムラグがあるんですよ。池田町のような小さい町の中で4分割され、波状攻撃のような形で2時間ごとにずっととめられていったら、片や水を揚げているところがとまった、その何時間後、池田町全域に上水している浄水場がとまる。そうしたら水道は流れていかないようになりますね。担当者の話によると、2時間だったら決まった時間に2時間とめてくれたほうがいい、ポンプ場がある、浄水場がある、それ以外の水道の電気を使っているところがいっぱいある。それが徐々にとめられたら、もうとてもじゃないが対応できないという。イメージしてくれたらわかるのですが、それが計画停電という話です。揚水ポンプ場をとめられたら水は行きませんが、浄水場をとめられてもそれはまた困ります。そういうことで、大変で対応できないというような話をお聞きしました。

計画停電がどの程度の確率で起こるかということとはよくわかりませんが、その中で市役所の庁舎と三好病院は稼働します。県庁の出先庁舎はとまるかもしれない。だけど、今言ったような水道というのはとめられ

たらとてつもない。このことについて、どのように認識されているのでしょうか。

#### 近藤危機管理部次長

計画停電に対する御質問でございます。

県といたしましては、計画停電につきましては、委員のおっしゃるとおり住民生活、企業活動などに甚大な影響を及ぼすということで、何としても回避すべきであると考えております。

また、先ほども申しましたように、計画停電が想定されるケースといたしましては、猛暑時に火力発電所などの大型電源が脱落し、さらにほかの電力会社からの応援融通が受けられないという条件が重なった場合であり、四国電力からは、実施の可能性は極めて低いということで、万が一のセーフティーネットという形で準備をさせていただいているということでございます。したがって、いろんな形で県民生活への影響があるということでございますので、我々としては、そういう火力発電所の事故などがないように県としても強く要請しているところでございますが、国の方針によりまして、上下水道やポンプ場につきましては緩和措置の対象にしないということで、全国的にこういう差が起きていると整理しております。

ただし、計画停電、緊急事態などが発生した場合、電力供給が必要な場合につきましては、可能な限り復電、電源車の派遣などの措置をとるということを聞いてございます。万が一、あってはならないということでございますが、県民生活へも非常に影響があるということでございますので、この辺ぜひともないように、我々としては攻めの節電対策につきましても強気に推し進めていきたいと考えております。

#### 黒川委員

お答えするのも大変と思いますが、池田町の町の中を知っていて、それを4分割して波状攻撃で電気がとめられる。そうしたら水道が対応できないということを私は言いたかったわけで、いろいろ説明していただきましたが、計画停電が起こらないようにするということはいいいですよ。そういったことにも対応し、今言ったようなこともあるということで、ぜひ現場へ行ってみてください。2時間ごとにとめていったら水道が動かなくなる。揚水ポンプ場を2時間、4時間も前にとめられたら水が揚がらなくなる。浄水場が全部とめられたら水をきれいにできない。浄水ができなかったら排水もできない。あの小さい町の盆地の中で4分割されるという計画停電が説明されている。

次長、これを答弁するのは大変と思いますが、問題提起だけしておきます。現場へ行き、しっかり話をして、池田町の町の中だけでなく、もっと言えば、水道の施設がいっぱいある三好市全体 722 平方キロメートルの中は、電気を使ってしか水道はできない。特に山城町などはポンプアップが普通です。そんなところでポンプがどんどんとまっていったら、どう対応するか苦慮する。山城町のほうにもそんなところがある。ただ、私はそうでなくて、もっと絞り込んだ池田町の町の中の問題を提起しておりますので、しっかり勉強してほしい。

次、先ほど寺井委員からお話があった活断層について質問します。

条例で活断層、中央構造線の問題の話をされるということで、実際そこに活断層があるというのは大体わかります。池田町などは出ています。出ているところに公や個人の建物を建てる。このとき、危ないですよということだけを明示して、ほかは何にもしないということになったら、条例で規制したということにはならない。活断層がわかりづらいところだったら別ですが、インターネットを見たら、ここを通っているというのが出てき



ます。

確かに、そういうところはずり上がっています。三好市では出ているところがたくさんあります。そこへ施設をつくるのに一切規制ができない、ありますよということだけ条例で明らかにして、そういうときには気をつけてくださいよと言うのであれば、何をか言わんやということになりますが、どうですか。

#### 楠本南海地震防災課長

まず条例の土地利用規制でございます。

法律に基づく津波に対する土地利用規制、それと活断層につきましては、土地利用の適正化ということで、海溝型の地震といったものは百年に一度、必ず繰り返し発生しております。それと活断層に関しましては、発表されているものでいけば 0.0 何%というような確率で、必ず来る南海トラフの地震とのリスクの可能性の比較が非常に難しいところがございます。ただし、活断層自体が地震を発生させるところがございますので、当然リスクがあるところは避けるべきであるということで、そういった情報も公開していきます。また、現在の素案でしたら、そういったところへ建てる予定がある場合、県に届けを出していただき、調査を行いまして、県に従わない場合は公表することになります。直接的な規制というのは、ちょっと考えておりません。必ず繰り返す地震とのリスク性の違いというのもございます。

#### 黒川委員

直下型地震である阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震も地震学者は起こらないと言っていたが起こった。100 年も前の話ではなく、ここ 10 年ぐらいの話です。そういう意味で考えたら、私の小学校時代から中央構造線は危ないと言われている。

起こらないと言うのではなく、地震学者なんかは南海トラフと連動する可能性が高いと言っている。そういう意味で考えて、中央構造線がある、明らかにそこを通っている、しかしそこへ家を建てる、そこを通過するから気をつけてくださいよと明示し、言うだけで何にもしないということであれば、それを予防や防災、減災と言うのはちょっといかがなものかという話になります。家を建てたほうが悪いと言いますが、5年、10年、20年後も本当に県はとめないのでしょうか。南海トラフは 20 年もかからないうちに必ず起こり、連動すると地震学者は言っている。繰り返しになりますが、起こらないと言っていた阪神・淡路大震災みたいな直下型地震が起こったから、地震学者が自信をなくしたという話です。そういう意味で、中央構造線などが明らかになっておりますが、条例で公開しただけで、何もしないと。私権の制限というのは、あつてしかるべきだと思いますが。

#### 納田危機管理部長

ただいま中央構造線に関する御質問がございました。

今まで私が勉強した限られた範囲でございますが、中央構造線のことに関して申し上げますと、徳島県の鳴門から愛媛県ぐらいにかけての部分については、これまでの履歴で言いますと 1,000 年から 2,000 年に 1 回ぐらい、紀淡海峡から鳴門海峡、徳島県の中央部付近にかけては 4,000 年から 6,000 年に 1 回ぐらいというふうな発生確率と認識しております。

今回、中央構造線に近い活断層による地震というふうなことでございますが、東日本大震災がやはり千年に一度ぐらいの規模だというふうなことから考えますと、活断層についても同じような土俵でこのことを考えるべきじゃないかということで、活断層の直上に建物を建てる場合、ある一定の縛り、例えば病院や学校、それ以外にどのようなものを規制するかというのは検討中でございますが、そういう人が集まる施設については、長い目で見た場合、非常に確率は低いですが、何らかの制限を加えていくべきでないかという判断がでございます。

ただ、中央構造線の上の個人の住宅まで規制するという点については、今の確率から考えるといかかなものかなという気はいたしております。そこはまた条例の検討委員会の中で御議論もいただくようになるとは思いますが、活断層はこれまでずっと何千年、何万年にわたって存在していたものでございますので、住んでいる方のことを考えますと、今になって建てたらだめというふうなことは、非常に言いにくいと思います。

特に、今委員からお話のございました池田町の付近でございましたら、活断層が崖となってあらわれております。その崖の上ということはもちろんないと思いますが、その周辺では当然家屋は建つと思いますので、そういう点で直上は避けるということを今回主眼において、条例を制定したいと考えてございます。

#### 黒川委員

池田町や東みよし町など、あちこちに上の段、下の段という地名があります。ずれたからまさに上の段、下の段。その上を中央構造線が通っています。そうでなくても池田高校の前など明らかにずれて引かれています。

家を建てた人に危ないからのけろとは言わないが、今から家や公の施設を建てる所に対し、そこに中央構造線がありますが、今はとめられないのですというのはちょっといけないと思います。将来、この議論になったとき、あのとき納田危機管理部長がこう答弁したという話になりますし、これは条例化する話ですので、しっかりやってほしいと思います。

次、消防・救急無線デジタル化の問題です。

これはかつて総務委員会の中でずっと話をしてきたわけですが、この消防・救急無線デジタル化については、法律を改正したために徳島県内の12消防本部でなければいけなくなった。10年前に電波法が改正された、そのため徳島県内の12消防本部で消防・救急無線デジタル化をやる場合、今の概算設計であります。72億円の金が必要。その中でとりわけ一番高いのが海部の17億円、そしてみよし広域が10億円という数字が出ております。

今アナログという電波を使っていますが、アナログ電波というのは、山の中であろうが谷であろうが何であろうが当たっても縫っていくという非常に優秀な電波ですが、デジタルというのは山や木や建物に当たったらそこでだめになる。アナログというのは寸法で言えばまさに1から100まで、ゼロから100までということになるが、デジタルというのはゼロか1か、オンかオフかという話になります。こういったすばらしいアナログ電波がありながら、それを電波法が改正されたためにデジタル化する。その費用がなんと県全体で72億円という数字が出てきたわけ。これを平成28年5月までにやらなければならないということで、全国もそうですが、県内12消防本部も大変な事態になっている。何が大変かというとお金が大変ということなのですが、その辺についてはどうですか。

松本消防保安課長

消防・救急無線デジタル化にかかる設備整備費用に関する質問でございます。

黒川委員さんからの御質問の中にもございましたが、平成15年10月の電波法関係審査基準の改正によりまして、現行のアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとされております。現在のアナログの方式が4年後にはもう使えなくなるということで、全国の各消防本部などにおいて、アナログ方式からデジタル方式への設計なり整備に係る取り組みを進めているところでございます。

本県におきましても平成21年度、県下のすべての12消防本部と消防未常備の3町村で構成する徳島県消防無線連絡協議会におきまして、伝搬調査と不感地帯をなくすための基本設計を行っております。その概算工事費が、先ほどおっしゃっていたようにみよし広域においては10億円という数字が出ております。今年度、県下の消防本部と未常備の合わせて15団体の整備にかかっていくための実施設計を県で一括して発注し、なるべくその費用の低減化を図るということで進めております。今年度中に実施設計を終えまして、平成25、26年度で各消防本部などにおいて整備を進めていただくということとなっております。

黒川委員

今アナログで一切支障がない、もっと言えば山の中へ入った場合、アナログのほうがずっと優秀な電波として使えているにもかかわらず、電波法の改正によってアナログはだめ、デジタルでなければならないと。デジタル電波にしたら、今以上に中継基地をつくらないといけない。それで結局、みよし広域で言ったら10億円の金がかかる。

また、電波の中に共通波と活動波というのがあります。日本全国使えるようなときに共通波、活動波というのはみよし広域だけで動くときは活動波となっています。共通波には一定の補助金を出しますが、活動波にはありませんという中で、電波法が改正し、デジタル化を選んだことによってそうなった。

県が一括発注という話であり、最終的に県内12消防本部が設計のいろんなことを具体的に考えるが、この費用の捻出に10億円の金をかけるという。本来、共通波と活動波をどのようにして分類するのですかと聞いたら、これまた難しいでしょう。ここまで共通波です、ここから活動波ですと分類できない。それを無理やり分類して、アナログであろうがデジタルであろうが、共通波と活動波を分類するというのは至難のわざです。それを無理やりに分類する。そして共通波に対しては補助を幾らか出しますが、活動波に対しては、自分のところで使っているから出さないという話になっております。

だから、徳島県の消防を1消防本部にする、3つの消防本部にする、10万人ごとに人口を分けるという話もありましたが、きょうの新聞にも載ってるように雲散霧消した。これ何でかと言うと、徳島県警みたいに全部一括にしたら、あんな山の中に救急車が入っていかうとしても、行かず戻らず動かなくなる。ましてや救急車などは夜間も走らないといけない。2メートル50センチから3メートルの道が狭いところに入っていかなければならない。だから、海部郡から三好市へ来て、救急車で走らなければいけない場合、とてもじゃないが道を知らない人は走れないと思う。逆に市内へ来たたら難しいという話の中で、徳島県を1消防本部または3つの消防本部にするというのは全部消えて済んだ。これも強引にやろうとしていた経過があります。私が総務委員のとき、何で強引にするのですか、こんなことをしたら救急車は来ません、来ても脱輪するかもしれないと

いう話をしました。

こういう問題があるため、今のところ消防の統合、1消防本部または徳島県下を3つにするという話は全部なくなったが、このデジタル化の問題については、全国でもほとんど整備ができていない中で、平成28年5月という非常にタイトなスケジュールを決められた。

そして今言ったように莫大な費用が要る。この莫大な費用に対して、中身としては共通波と活動波に分けてする。赤と黒だったらわかりますが、どのようにするのかわからない。

これは国が電波法を改正したからそうなったわけで、しなかったら今のアナログで有効に使えます。山ではデジタルよりアナログのほうが優秀なんです。わかりますか。

納田危機管理部長

今の黒川委員の御指摘について、私もある面では非常に理解できるところがございます。

ただ、今の電波行政でございますが、テレビのアナログ放送からデジタル放送に移行したときにも同じような議論があったと思います。なぜこういうふうに進んでいるのかということでございますが、携帯電話やスマートフォンの普及ということで、非常に電波の周波数帯が逼迫している。その逼迫している周波数帯を有効に使うためにはどうすればいいのかということで、まず電波の帯域を狭くする、どうしてもロー化の方向が必須だというふうなことが示されています。

また、通常のテレビでございましてデジタル化することによりまして、映像や情報がたくさん送れるというメリットがあるというふうなことから電波法が改正されたと私は認識しております。

その上で、今回の消防無線についてもデジタル化が決まったわけでございますが、そうすることによりまして、今までは単に情報を伝えるだけというアナログに加え、映像やほかのいろんなデータも送れるようになるというのがデジタル化の1つのメリットと私は伺っております。ほかにもアナログ波は秘匿性がないというふうなことで、デジタル波にすることによって、そういうふうな面も解消できるというようなことも聞いておりますので、デジタル化によるメリットもありますし、今委員のほうから御指摘がございましたデメリットもあると思います。

つきましては、県としましてもやはり国策で進めている、全国でも進めている状況の中、各市町村の御負担が大きいというふうなことについては、県議会の市町村からの意見聴取の中でもあったと伺っておりますので、そういうところをこれから配慮、配意をしながら、なるべく負担が少なくなるような方法を考えてまいります。

それと、国に対し、政策提言の中で補助をたくさんいただけるようにとか拡大していただけるようにというふうなことも申しておりますので、御理解いただきたいと思います。

黒川委員

今の部長の話は私も大体承知しております。

今、県が国に対し、いろいろ補助金を出すように話をしていますよね。例えば、施設を設置することに対して補助金をもっと出すように、支援するように国や四国知事会など、あらゆるところで話をしています。だから、概算で出ているみよし広域の10億円の設置費用に対し、共通波と活動波の中でいかに共通波をふやして

いくつか、それからもう一つは、補助金そのものをアップするという施策を言われています。それはそれでしっかりやってほしいと思います。

その次の話も言っておかないといけないですね。多分担当課長も知らないと思いますが、施設を設置した、補助金も出た、活動波の領域よりは余分に共通波で出てくれた、問題はその後なんです。物はつくったが、それを維持管理する費用、家で言ったらローンなどかな、この維持管理の費用に莫大な金額がかかるということを知らない人が多い。

最初から言いますが、例えば三好市、今アナログ電波を利用して、その維持費は1年間で300万円ですが、今度デジタル化して、その維持費がどのくらいかかるかというと、3,000万円か4,000万円かわからない。維持費が今の10倍以上です。そりゃあそうですね、鉄塔がたくさん建つことから、維持費もかかります。今のアナログだったら鉄塔もそんなに要らない。鉄塔をたくさん建てるということは、維持費がたくさん要る。今、アナログで維持費が300万円しか要らないのが、3,000万円か4,000万円かわからない。その3,000万円、4,000万円という金額がどのくらいかと言ったら、毎年救急車が1台買えます。3,000万円で救急車が1台買える。今300万円でいけるのが、毎年3,000万円以上要るようになるため、国に対して何か方策を要望しましたか。

松本消防保安課長

消防・救急無線デジタル化の設備完成後の維持管理経費に関する国などへの要望の御質問でございます。

確かに委員がおっしゃるとおり、今は平成28年5月の整備に向けて各消防本部が取り組んでいるところでございますので、その整備にかかる期限、国からの財政支援、措置についての要望はしております。

また、デジタル化に移行した平成28年5月以降の維持管理経費については、今後、全国組織である消防防災・危機管理部局長会議や幹事会などの場におきまして、本県からも意見を述べてまいりたいと思います。

黒川委員

アナログでなくてデジタルになれば、施設費も維持管理費もたくさんかかる。業者によると、維持管理費は施設費の大体3%かかると言われてます。平成28年5月からデジタル化に移行し、その後の維持管理費が毎年そんな形で要るとなったら、とてもではないが過疎地域の自治体は物事が回らなくなる。これは想定ではなく、まず間違いないと思いますが、中央構造線よりもっと早い段階で、確実に起こります。10年前に電波法を改正したことによって、自治体の財政は立ち行かなくなる状況に追い込まれる。人口はどんどん減っていくから地方交付税は確実に減る。そして、合併前の自治体が受け取った交付税が、10年間はそのままだったが、合併して10年が経過したら、地方交付税が落ちるようになっている。人口減で交付税は落ちる、また合併後、10年経過で交付税が落ちる。

その中で、300万円しか要らなかったのが、3,000万円になるのか4,000万円になるのかわからない。毎年救急車1台分が買える。こんな事態になってしまったら、首を絞めるというよりは、何もできない状態になるということを知っていただき、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

## 岡委員

私からは、事前委員会で岸本委員から質問のあった自主防災組織のことについて質問したいと思います。

自主防災組織の組織率というのは、事前委員会で報告があったと思いますが、3.11、また三連動地震が近いうちに起こる可能性が高まっているということで、組織率も非常に高くなってきていると思います。

ただ、自主防災組織ができています中、地域ごとの意識や活動というものに非常に温度差があるということをよく耳にしております。また、先ほどお話をされていた三好市や南部、東部の徳島市を中心にしたところなど、地域によって想定される被害の大きさというものが非常に大きく変わってきます。そして、年齢構成やコミュニティの充実度、地形や自然的な環境、家屋や人口の密集度というものなど、地域ごとによっていろいろな環境が非常に異なっているというような現状があると思います。

よく知事がおっしゃっていますが、防災・減災対策というのは、まずは地域の自主防災組織でしっかりと取り組んでもらうということが一番大事なところでありまして、地域のそうした特性をだれが一番熟知しているかということ、やはりその地域にお住まいになられている方ということになると思います。そのせっかくできた自主防災組織というものが、積極的に主体性を持って対策を講ずることにより人的であったりとか物的被害を軽減していく上で、非常に大きな鍵の1つになると私は考えております。

そこで、自主防災組織の一層の活性化、それと常にみずからの地域のことはみずからのこととして将来に向けて主体的に活動し、また活動能力の維持、向上が図られるような仕組みづくり、それとこれに必要な支援を行っていくべきだと考えておりますが、わかる範囲で結構ですので、自主防災組織の活動の一端であるとかというものの御報告と県として将来どのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

## 楠本南海地震防災課長

まさしく岡委員のほうからお話のあったように大規模災害が発生した場合、自助、共助ということで、共助の部分、自主防災組織の日ごろからの活動、いざ災害が起こったとき、また起こった後の避難所、それから復興に向けてコミュニティの意思統一といったものが非常に重要でありまして、各県の防災計画や条例において、そういった日ごろからの地域活動というのが最も重要であると位置づけております。

先ほどお話ががあったように、大きな災害があれば、そういった活動が伸びて組織率も上がりますが、その後、いかに持続的、継続的にしていくかというのが重要でございます。

平成23年4月1日の組織率が県下全体で87%、そして平成24年4月1日は、速報値でございますが、90.1%ということで、やはり東日本大震災を受けまして、そういった組織率、活動というのが活発になっております。

また、活動におきまして、やはり温度差があると思います。今回新たに組織を立ち上げる場所、継続的にずっとやられているところ、それぞれ地域の学校、子供たちと一緒に活動し、地域の防災マップを作成する、避難訓練を行う、それから地域コミュニティという観点から、防災活動をきっかけとして地域の活性化に取り組んでいる自主防災組織もございます。

さらに、県におきましては、全体的なそういった組織化、それから地域のリーダーの養成、それぞれ地域住民の方に災害時の対応の重要性、普及啓発を中心に市町村と一緒に支援をさせていただいており

ます。

そのほか、各市町村、自主防災組織の活動というのは、それぞれ地域事情に応じたものもございますので、県におきましてもそういった実情というのを市町村とともに把握しまして、特に積極的な取り組みをしているところ、その辺もまた勉強してまいりたいと考えております。

#### 岡委員

今御答弁いただきました。

さまざまな地域によって、温度差はあれどもいろんな活動をされていると思うのですが、今まではどちらかというと、そういう組織があっても行政からこれをやってください、あれをやってください、こういうことをしてくださいというような話があって、それを自主防災組織が受けて、そのことをやっているという域からどうしても脱することができなかつたようなところがあると思います。これも地域差があるかもしれませんが、やっぱりそういう形ではなく、先ほどもおっしゃってましたが、やはり自主防災組織の方々にまずは津波の被害の細かい想定をお預けする、そして学生さんや地域のお年寄りの方、元気な若い方も入って、地域の避難計画や防災計画というのをまずは自分たちで主体的に作成する。地域の特性を生かした案を県や市町村という行政が柔軟に対応していただきたい。恐らく南のほうから出てきたもの、西のほうから出てきたもの、北のほうから出てきたもの、それぞれにいろんな違いがあると思います。今までだったら、例えば耐震化のお金ですよ、津波対策のお金ですよという形がもちろんあったと思います。それではどうしても縛りが入ってしまって、なかなか対応するところがない。非常に大きな問題が起こっているのですが、なかったら全く使えない。それはお金を使える想定にないので、これはだめですよということが多々あったと思います。ですから、地域の多様な要望に柔軟にこたえていけるような仕組みづくり、支援体制づくりというものをこれから積極的に徳島モデルとして検討していくべきだと思うのですが、そのことについて県の見解をお伺いしたいと思います。

#### 楠本南海地震防災課長

おっしゃるとおり、まず自主防災組織というものが着目されたのが阪神・淡路大震災で、そのときから活発になりました。その時点では組織率が20%もないような非常に低い状況でございましたので、まずは組織率をアップするという目標で、そのときも行政主体という面がございました。

ただ、場所や地域によっては、そういった自主防災組織ということをきっかけに地域活動を実施していくということで継続しているところ、また津波などで非常に厳しい状況が予想されるところにおいては、やはり危機感というのもございますので、継続されているところもございます。

おっしゃるとおり、まずは災害から自分を守る、家族を守る、地域を守るという根本がなければ、持続的な活動はなかなか難しいと思います。まさしく今、地域の子供たちと一緒に活動を行っている自主防災組織もございますし、県のほうでもいろんな補助や避難に関することなどについて、市町村の御要望になるべく弾力的に対応するという姿勢で行っております。また、地域の知恵を生かしたいろんな活動に関しましては、そういった事例なども勉強させていただき、市町村とも意見交換などを行いまして、地域によってどういう支援が必要であるかそれぞれ違いがあると思いますので、そういった面も踏まえて今後検討していきたいと考えております。

#### 岡委員

最初にも言いましたが、自主防災組織というのは地域のことを一番よくわかっている組織です。できればこの組織に財政面でも権限の多くを渡し、主体的に活動させることによって、恐らく一番難しいと私は思っているのですが、防災への意識の継続、常に意識の啓発をするということでも非常に大きな効果を発揮すると思います。

東日本大震災から1年半がたとうとしていますが、やっぱり報道も減ってきています。

恐らく、今政治がごたついている状況ですので、そっちのほうの話になってしまうと、地震、津波の怖さというものがだんだん人々の中から忘れ、薄まっていく状態になっていくと思います。ここ一、二年が私は勝負だと思っておりますので、できるだけ地域の方々に権限や財源としてのお金をできるだけお渡しして、そこで主体的にやってもらう。そこで計画を立てるのにどうしても専門家の人が欲しいと言うのであれば、職員の方に行っていただく、また専門家の方を招聘するということはこちらでできる仕事ですし、財政的にどうしてもということであれば、県も非常に厳しい財政状況ですが、その中からできるだけ地域の要望にこたえるため、より柔軟性、弾力性に富んだ予算計上、予算措置というものをさせていただきたいと思います。ぜひとも市町村、また地域住民の方々としっかりと話をしながら積極的に検討を進めていただけるようお願いいたします。

あと1点だけ。先ほどの岩丸委員の質問の中で、8月下旬に国の想定が出てくるというようなお話がありましたが、松野次長さんから県独自の補正を加えて最終の被害想定案を出すということでした。もう一度確認しますが、最終案を出すということよろしいのでしょうか。

#### 松野危機管理部次長

8月に出されるという国の想定を受けて、最終の被害、津波の浸水予測などを行う予定といたしております。

#### 岡委員

一応確認だけです。

震災が終わってからさまざまところで、さまざまな暫定値という数字が出てきております。大体、出てくるごとにころころ数字が変わります。放射能のときもそうですが、ころころ数字が変わると対応される方々が大きな混乱を来すのではないかと考えております。

以前、そういう声が上がってないのですかと聞いたら、上がってきてないということだったのですが、恐らく現場ではどの数字を当てにしたらいいのかというような混乱が生じているのではないかと思います。

県も昨年12月末に想定を出し、我々も会派のほうで勉強会をさせていただき、話も聞きましたが、またそれと数字が変わっている。いろんな学者さんがいらっしゃいます。先日テレビを見ていたら、三連動どころか沖縄のほうまでこのプレートが続いていて、全部が揺れたら30メートル以上の津波が来るとような話もあるみたいですし、それとは違って、もうちょっと津波の高さが低くなるのではないかと考える人もいます。さまざまな意見はありますが、今ある技術の中で最高と思うものを使って想定を行い、それを基準にした後、安全面でどれだけ見ていくのかというようなことをしないと、命を守るためのいろいろ出ていますが、いつまでたっ



でも対策がとれないというような話になってしまうと思います。

暫定値、暫定値とずっと想定をしていたら、結局、次の暫定値が出てきたとき、今までつくった施設、避難ビルなどが役に立ちませんでしたという話になったら、また最初からやり直さないといけない。だから、最終の検討として考え、今後も津波や地震の被害想定をしっかりと打ち出し、それについての対策もできるように強く要望させていただいて質問を終わります。

長尾委員

ただいまの岡委員の御指摘は、私もまことにそのとおりだと思いますし、ぜひ対応していただけたらと思います。

今、自主防災組織の重要性、またその支援、中身というものが問われたところではありますが、そこでお聞きしたいと思います。皆さん方、危機管理部の職員、一番後ろの方もそうですが、皆さん方の住んでいる町内に自主防災組織がある人は手を挙げてくれますか。

(該当者挙手)

五、六割くらいですか。それで今手を挙げた人の中で、その町内会の自主防災会の訓練に参加したがとある人は手を挙げてくれますか。

(該当者挙手)

ずっと減るわけだ。私も町内会長をしていて、かつ自主防災会の会長も仰せつかっておりますが、確かに阪神・淡路大震災の後、そういう機運が盛り上がって、徳島市内でも市の消防署を中心として各地域、地区の自主防災会が設立され、それに消防署が支援をするということで、私の住んでいる加茂地区というのは50近町内会があり、当初はごくわずかでしたが、たちまちのうちにそれができてきた。結成はしたものの、当初計画のように毎年防災訓練をやるかといえば、なかなかそうもいかない。それとともに、今御指摘のあったように大体風化していく。それが大変怖いということで、県としては北島町に県立防災センターを阪神・淡路大震災後につくった。

そこでお聞きしますが、もう一度確認したい。あの北島町にある県立防災センターは何年にでき、できた直後の入場者数は何人だったのか。また、その後、最大入場者数は何年で幾らだったのか。そして去年の入場数は何名だったのか。さらに3.11があって今、直近の入場者数は幾らなのか。これを教えてください。

柿成防災人材育成センター所長

お答え申し上げます。

県立防災センターは平成16年7月3日にオープンをいたしております。平成16年度、期間が7月3日から10カ月弱でございますが、このときが38,946名入場しております。その年が一番多く、その次に多いのが平成17年度の37,444名ということになっております。最近では約29,000人から30,000人ぐらいで推移をしております、ことしは4月が1,645名、5月が2,775名、今年度4,420名ということになっております。一番少ない年度が18年度でございます、26,956名ということでございます。

長尾委員

報告があったように、やっぱり直後は一番関心があってたくさん来たが、平成 18 年が一番少なかったのかな。その後は横ばいなのかもかもしれませんが、阪神・淡路大震災という大変なことがあって、意識があって、だんだん下がってきて、昨年の 3.11 でもう一度防災意識というのが高まってきたという中で、先日の事前委員会のときに展示内容の指摘をさせていただきましたが、来た人に阪神・淡路大震災を想定したようなビデオをいまだに見せている。それはそれで非常に大事なことです、昨年の 3.11 があって、本来この 4 月、新年度からあの津波の教訓を生かしたビデオ、DVD といった映像、動画を見せなくてはいけない。本当に危機管理というものが働いていれば、もう既にやっているはずだが、それをやってなくて、いまだに従来のままです。そういうことで、この前指摘させていただきましたが、その中で検討するというような答弁だったと思います。そういう教訓を早くやるべきだと思うのですが、その後どう検討したのか、そしてそれをいつから、どういう方向で考えているのかだけ教えてください。

柿成防災人材育成センター所長

ただいま検討中でございます、補正でやりたいと思いますが、予算面もございますので、なかなかいつからと具体的には申し上げられません。御存じのように、来られた方に対し、1 階のほうでビデオを見せたいと思いますが、入って右側に 50 人ぐらい入れる部屋がございますが、そちらのほうで映像を映すといった考えを現在いたしておるところでございます。

長尾委員

入って右側のあそこで、東日本大震災の津波などの映像をもう上映してるという意味ですか。

柿成防災人材育成センター所長

これからでございます。まだしておりませんので、これから考えるところでございます。

楠本南海地震防災課長

先ほど御質問のありました県立防災センターの来館者数でございますが、来館者数は先ほど所長が答弁させていただいたとおりでございますが、平成 22 年度から起震車、地震体験車を導入しておりまして、移動防災センターとして出向き、普及活動もしております。それと来館者を合わせた数字ということで、平成 23 年度が 57,097 名となり、実質の県立防災センターの人数としては昨年度が一番多くなっております。

長尾委員

その補足説明はいいけど、それはへ理屈というものです。要は起震車で映像を見せていないわけだから、こっちが言っているのとは視点が違います。映像のことを言っているわけで、いずれにしてもやっていないわけですね。

緊急性を理解しているのであるならば、次の補正予算でそういった緊急対策を盛り込む、それぐらいの危機管理があつてしかるべきだが、そういう具体的なことが今ないわけだ。

そこでお聞きますが、釜石の奇跡を提唱した群馬大学の片田教授のように津波の対応は逃げるのが

大事、少なくとも防災教育が大事だといったことは何度も繰り返し言われています。知事も防災、減災まで言っている。急ぐと言っておきながら、急ぐ姿勢がないわけです。その中で、今度の9月の補正予算に映像をつくるお金を私は入れるべきだと思うのですが、これについてはどうですか。

楠本南海地震防災課長

御指摘にありますように、まず防災教育は非常に重要でございます。昨年度も片田先生などの専門家と県教育委員会とでそういった講演会などを実施して普及啓発をしております。まず、普及啓発用の教育資料、DVDといったものの作成を今年度予定しております。

やはり教育委員会とも連携しまして、普及啓発用の資料などが非常に重要でございますので、そういったものに関しまして、充実に向けて検討してまいりたいと思います。

まだ、ここで具体的に予算要求のことをお答えすることはちょっと難しいのですが、非常に重要であるため、継続的にできるように普及啓発用の教材といったものを充実、強化してまいりたいと考えております。

長尾委員

北島町にある県立防災センターに今来る人は、ここに行ったら何を教えてくれるのか、何があるのかと思っけてきます。少なくとも昨年の3.11の教訓がそこに展示していなければ意味がない。確かに阪神・淡路大震災は大事だと思うし、その教訓も見なくてはいけないが、昨年の3.11に対し、今どうかということを県民から問われているわけだから、そのことに対する緊迫感、切迫感というのが今の答弁では伺えない。本当はもう既に4月からやっておかなければならない。

そういうことからすれば、先ほどの震災対策推進条例について、去年の3.11後に私ども公明党県議団が知事に申し入れたが、いろんな土地利用などの難しい問題があつて、努力されているのはよくわかるけれども、教育が大事だと言うのであれば、少なくともそのような映像みたいなものを一日も早くやるべきだと思います。

したがって、申しわけないが、そこまで言わなくてもできるのであればもっと早くやるべきだが、今度の9月の補正予算で早くやっていただきたい。部長、今度の9月の補正予算に危機管理部として、またセンターとしてそういう意思があるのかどうか。たちまち金があるのか、必要なかはわからないが、少なくとも9月補正予算ぐらいの直近で、急いで盛り込むという姿勢があるのかどうかについて伺いたい。

納田危機管理部長

ただいま委員からお話のありました県民の方々に対する啓発、私は非常に重要なことであると考えております。平成24年度の中で考えていこうと思っておりますが、できましたら9月議会にもそういったことも含め、何らかの対応ができたらと思っております。

長尾委員

部長のほうからそういう決意が出ましたので、一応了としたいと思います。

笠井委員長

午餐のために休憩いたします。(12時05分)

笠井委員長

再開いたします。(13時13分)

長尾委員

午前中に引き続いてになりますが、これもさきの事前委員会でお聞きをしたところでございますが、津波避難困難地域という表現を県独自で変更できるのかと聞いたところ、できるということでございました。先ほどの話にも出てまいりました群馬大学の片田教授の主張で、津波てんでんこというお考えがもとにあると思いますが、津波避難困難地域ではなく、津波避難促進地域という表現に変更し、避難を促進させる。また南海地震防災課長も片田教授のお考えをよく承知していらっしゃるようでありますので、今後、県としてこういう表現を使っていくのかどうか、事前委員会での質問後の検討についてお聞きをしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

事前委員会で御質問がありました津波避難困難地域という表現が厳しいということでございますが、群馬大学の片田先生も語られているように前向きに積極的に避難を促進すべき地域であるという考えで進めていくべきだと思っております。

ただし、県の行動計画、国の分で、津波避難困難地域の一定定義というのがございまして、津波到達時間内に避難が困難であるという流れで補助いうものもございますので、一気に全部変えるというのは難しいものでございます。それと、群馬大学の片田先生も参加しております国の津波避難対策の検討ワーキンググループの中で、片田先生が国に対してもそういった考え方を話していますので、県としても状況を見ながら対応を考えたいと思っております。

ただ、寄り合い防災講座といった研修の際、私どもが住民の方にそういった趣旨で話して行って、徐々に浸透させていきたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、県独自で判断できるということでありますから、例えば、今後県が出す刷り物については、津波避難困難地域(津波避難促進地域)といった同時表記、括弧の中は県の考え方ですみたいな形もできるわけで、私はその辺についてやるべきだと思います。国の動きを見てという表現ですが、県としてもう一歩独自の表記の仕方、考え方について、私が今言ったことをやるつもりがあるのかどうか、ここで確認しておきたいと思えます。

楠本南海地震防災課長

県としましては、促進地域というのは全体にかかりますので、より厳しい地域に対して避難困難地域という表現を使っており、そういったところの整理が必要と思えますが、やはり積極的にそういった避難対策を促進

すべきエリアという意識を持って進めていきたいと思います。今すぐに表記を変えるという回答はちょっとできませんが、検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

今後、県としてさまざまところで県民に対して言うとき、少なくとも口頭なりいろんな工夫をして、促進を前面に出して訴えていってほしいと思います。

それから、午前中の松野危機管理部次長の説明で、徳島県地域防災計画修正の概要がございました。その中で、新規として総則、助かる命を助ける減災の視点というところがあり、最大クラスの津波には人命を最優先として避難、頻度が高い津波には海岸保全施設で防御するなど、ソフト・ハードによる対策という表現があります。

県土整備委員会で県南部を視察し、美波町などのいろんなハード面を視察した中、美波庁舎で説明会があった折、ヘルメット、救命胴衣などのソフト面の御指摘をさせていただきました。

これは本会議でも取り上げさせていただいたところですが、特に太平洋側に面した和歌山県の串本町などが一番厳しいということで、串本町長は町民全員にライフジャケットを配るというふうに明言しているし、また和歌山県知事も津波想定地域の県立高校、串本高校と古座高校の2つの高校の生徒、教員、職員全員に救命胴衣を配備し、津波想定地域の社会福祉施設、市町村の小中学校、幼稚園といったところにも県が助成し、今後予算化していくことを記者会見で明言しています。

こういうことを取り上げて知事に質問したわけでございますが、知事の答弁は当時の中張危機管理部長と同じ内容の答弁で、今後検討していくということであって、その中でライフジャケットのメリット、デメリットみたいな説明があって、何となくできないみたいなことを先に言って、最後に、しかしながらちょっとメリットもあるという答弁だったような気がするのですが、その後、危機管理部としてどのように検討したのですか。

今回、被災地では警察官、消防団関係、関係者などが殉職されました。昨年度、私は総務委員会で、特に津波が想定される地域の警察署、交番、駐在といったところの手当てをしてあげるべきだと指摘をして、早速、警察は海陽町、牟岐警察署などといったところに救命胴衣を配備しているという答弁をいただきました。

先日、南部総合県民局美波庁舎を視察しました。美波庁舎で働く職員は西部総合県民局の職員とは違うわけであって、少なくともそこで働く職員にはそういうライフジャケットなどを配備するべきではないかと南部総合県民局長に申し上げたところ、今後検討したいということでした。

県内の津波想定地域において、ソフト面でいろいろ御検討されていると思うのですが、市町村は県の動向を見てというところがありますから、やはり県が率先してやるべきではないかと思えます。

民間では、そういう危機管理意識を持ってもう既に配備しているところがあるわけで、そういった面からすると、私は県のほうがその辺を逡巡しているのかなと。少なくとも和歌山県知事などは助かる命を助けるとおっしゃっています。つけるのに時間がかかるなど、むしろできない理由がいっぱいありますが、今度の亡くなった方はほとんどが水死であるため、少なくとも浮くということが非常に大事だと私は思うわけでございます。その中で、本会議で質問した後、危機管理部においてどういう検討をして、今後そういったことに対してやる気があるのかなのかについて明言してほしいと思います。

#### 楠本南海地震防災課長

津波災害に対するライフジャケットでございますが、私どもでいろいろな機関、東北のほうもお聞きしました。先ほど委員もおっしゃったように、ライフジャケットの装着時間、それからライフジャケットをつけて逃げる場合の自由度、避難に要する時間の問題などもありますので、エリアやどういった場合に有効であるかという点については、やはり個々の導入の判断になるということもお聞きしております。静かに浸水するという水害に対しては非常に有効であり、一定の配備もしております。ただ、津波による水死と申しまして、東日本ではヘドロといったいろんなものがありましたので、純粋な水による溺死とはちょっと違うということもお聞きしております。

県のほうも現在の検討委員会でそういった検討をしまして、366項目まとめております。

装着時間と到達時間との時間に問題、課題があると。ただし、特に救出に当たる者、それから浸水後に救助に当たる者といった分には有効であるということで、どういった場合にどういう救命胴衣がいいかという問題もございます。そういった限定された場合とか前提条件がつかますが、そういった場合はやはり有効な面があるというようなことでまとめております。

また、県のほうでは水害対策として、南部で50個、西部では25個という一定量の救命胴衣を配っているところがございます。

あと、和歌山県と和歌山県の教育委員会のほうでされているのですが、そういった面もまた教育委員会と話をしていきたいと考えております。

#### 長尾委員

検討した中で場所や条件によって違うわけで、少なくとも今必要だと思った部分については、もう既にやっていると言うのですが、その数では足りないわけでしょう。必要な部分をやると言うのであれば、どこの分野をいつやるのですか。

#### 松本消防保安課長

必要な分野はどこかという御質問でございますが、これはもう既に整備済みということで御案内をいたしますが、昨年の3.11を受け、消防庁のほうで平成23年度3次補正予算を組みまして、補助率は3分の1ですが、これで県内3団体がライフジャケットの装備をしております。それと消防団につきましてはあくまで市町村業務となりますので、そのほかの調査においても必要に応じて整備を進めていただければいいものと考えております。

#### 長尾委員

もう一回聞いてもよくわからなかったのですが、要は必要だと思うのは今の消防団だけなのですか。

#### 楠本南海地震防災課長

済みません、必要だと思うのは、そういった場合に有効であるということで検討しております。最後に残った場合、ライフジャケットで守るといった件に関してはやはり有効であるということで、また市町村のほうから

数などの御意見を伺いたいと考えております。

どれぐらいの数でどういった配備にするかということについては、まだ検討できておりません。

長尾委員

さっきから説明しているでしょ。だからどこが必要なのですかと聞いているわけ。今の説明では、3消防団だけが必要ということですか。美波庁舎で働く職員などはそういうのは必要ないのですか、対象ではないのですか。

楠本南海地震防災課長

まずは速やかに逃げることが第一でございますので、今の津波であれば、美波庁舎の職員は屋上に避難する。なおかつ、やはり対応に向かう。到達時間が早い場合、必ずしも対応は難しいのですが、遠地の津波である場合、水門を閉めに行くといった活動をする職員には必要と考えておりますので、ここは必要ないとお答えしにくいのですが、そういった場面で活動をせざるを得ない職員、消防団などがやはり優先的になると考えております。

長尾委員

消防団なんか当たり前の話だよ。南のほうで働く消防団がそういうのつけるのは。

要は、今のような答弁だったら、3.11 前も 3.11 後も県の姿勢は同じなんだよ。何ら美波庁舎の県職員は変わっていないわけだから。警察も当たり前かもしれないが、少なくとも警察はこれをつけていたと。実際、いざ火事と言えば、消防の人は常にヘルメットと防護服などを即時につけて訓練しているわけでしょう。飛行機に乗る人は、毎回スチュワーデスから説明を受けるわけだから。簡単に装着できるものもあれば、難しいものもある。大人ができるものもあれば、幼児のもの、中学生、高校生、それぞれ違うと思うし、それはまさに日常の防災訓練ができていれば、私は短時間でできると思います。少なくともそういうものが教室なり職員室なりにあったら防災意識というのは働くわけで、まさにそれを配備することが常々の防災教育ということにもなると思います。逃げることは全く当たり前の話であって、そのことを教育することも大事なことです。道路などのハードみたいにお金がかかるわけではないので、何をそこまで逡巡するのかなと思うわけであって、全く今と何ら変わりがない。ソフトの面でこういったところにお金をかけるのですか。

楠本南海地震防災課長

私どもも地元での研修、委員から御依頼のあった分も参加させていただいておりますし、教育委員会とともに学校の防災管理マニュアルというのも進めております。ソフト面で、市町村とも一緒になって実行しているところでございます。これについては職員一同、こちらからもしますし、総合県民局もそういったソフト対応、普及啓発というのも努力させていただいております。

なおかつ、逃げるという当たり前のことがなかなかできず、東日本大震災でも多くの方が犠牲になりました。片田先生がおっしゃるのは、まず逃げること。とりあえず1秒でも一刻を争いますので、速やかに逃げることが一番ということで、普及啓発されております。

そういうことで、ライフジャケットよりもまず逃げる、そういうことを徹底して1秒でも早く逃げる。学校の訓練で低学年の子供たちにライフジャケットをつける場合、先生は最後まで残って、全員がつけたのを確認してから逃げる。グラウンドで体育をしている場合、ライフジャケットを取りに帰ってつけるのかなど、いろんな場面があるので、必ずつけて津波に備えるというのはなかなか難しいと思います。

最後に、そういった対応で逃げおくれた教員の方に対し、学校などに一部備蓄するといった面は有効でないかということで、危機管理部局としては考えております。あと、学校では防災関連マニュアル、地域の実態に合った避難訓練などの対応を考えておりますので、今後、教育委員会ともそういった話をしていきたいと考えております。

長尾委員

逃げおくれる人もいるわけであって、そこへの備えは最低限やる。例えば職員、学校、いろいろな施設でも必要だと思ったらまずそこをやればいい。

楠本南海地震防災課長

その点に関しましては、各所管部局に対し、一部協議会でもちよっとお話をしたときもございますので、危機管理部として、今後関係部局にそういった趣旨を伝えてまいりたいと考えております。

長尾委員

確認ですが、教育委員会の学校や美波庁舎といった津波が想定される地域に当たる県職員にもそれを伝えていくということでのいいのですか。

楠本南海地震防災課長

そういった趣旨で、減災の検討委員会の最終報告というのもございますので、その旨は関係部局へ伝えていきたいと考えております。南部総合県民局にもお伝えしたいと思います。

長尾委員

それを伝えていくのですが、そのときの予算化の問題といったことについては、具体的にどういふふうに伝えていくのですか。

楠本南海地震防災課長

災害対策の備蓄資材ということで、県立防災センターで市町村への貸し出しなどもあり、救命胴衣を備蓄していますが、基本的には各管理者のほうで備蓄の検討をしてもらいたいということでお伝えはしてあります。これは救命胴衣に限らず、まずは各施設管理者において検討していただきたいということが基本的な姿勢でございます。

長尾委員



まずは必要と思われるところをきっちりやる、一步一步が大事だと思いますので、今課長が言ったことが関係先、言った先でできるように引き続き努力していただくことを重ねて要望しておきたいと思います。

庄町に城西高校がありますが、高校の周りに塀があります。西側の県道沿いの塀は、ブロック塀ではなくてネットの塀になっていて、地震が来ても倒れることはないと思います。

しかし、東側の塀は何年前にできたのかわからないくらいコケむしていて、昔ながらのブロックを積んでいる塀が 200 メートルぐらいあり、ブロックを積み上げている一番上に屋根の形をしたブロックがあるのですが、もう既にところどころ落ちている。加えて、積み上げてあるブロックを接着するためのコンクリートがなくなって、向こうが見える。さらには斜めに傾いている。道路側のほうに倒れてはいけなから、そのブロック塀の間に時々空間があるのですが、そこをひもで結んで中から引っ張っている。こういう事態があって、城西高校の周辺の方から大変不安を感じている、もし地震時倒れたらどうなるのか、それは通行の支障にもなるし、万が一そこに生徒さんたちの朝晩の下校時と重なったら大きな事故にもつながるといことで御要望がありました。早速、城西高校にお伺いして事務長に聞いたら、事務長はそのことを認識していたのですが、県教育委員会からお金がないのでできないと言われたみたいであります。県教育委員会を呼んでそのことを伝えたら、指摘を受けたので、一遍に全部は無理ですが、危険なところから年次計画を立てて対応していきたいということで、それは一歩前進したかなと思います。

今後、国道や県道などにおいて、災害時に倒壊しそうな建物、施設などの事前の点検や対策が危機管理上求められるのではないかと思いますので、その辺の認識についてはどのように思っているのでしょうか。

#### 楠本南海地震防災課長

まず、そういった既存の不適合である建築物に対しては、建築関係の法律がございまして、主に所管は県土整備部のほうになります。そういった分の普及啓発などについては、私どものほうも一緒になってやっておりますが、具体的な対策については、建築基準法や耐震改修促進法といった部分になり、詳しくは県土整備部のほうになりますので、私のほうもちょっと外郭的なことしか把握できておりません。

#### 長尾委員

例えば、佐古の昔の国道、今は商店街の通りになっていますが、そこでも空き家があって、竹や草などが生えて、屋根からかわらが落ちてくる。いつ地震ないしは台風があったら倒れるかもしれない。まさにそういう家がある。所持者はわかっている、ロープは引っ張ってあるところもあるのですが、今後そういう空き家対策も含めて、手当てをしていただきたい。聞けば、和歌山県が今度そういう条例を全国で初めてつくろうというような動きをしていて、これについてはあすの県土整備委員会で聞きたいと思いますが、いずれにしても南海地震対策ということであれば、そういう条例などをつくる場合は関係してくると思いますので、当課としての連携を要望して終わりにしたいと思います。

#### 竹内委員

私も代表質問で三連動地震、節電対策について質問いたしました。きょうのいろいろな答弁を聞いておりますと、国が一番悪いな、政府も悪い。全くなっていない。

この8月下旬に出るという防災基本計画の修正であります。危険をあおるだけあおってあおってあおりまくって、先送りしている。原子力の規制庁もそうですが、本当にやる気があるのかなと思うぐらい今の政権は死に体であります。一日も早く解散をして信を問わないと、日本の国はつぶれてしまうという思いを強くいたしているところでありますし、代表質問で申し上げましたが、不思議と阪神・淡路大震災、今回の3.11 東日本大震災、それぞれ旧社会党、民主党が政権をとっているときに起こった大震災でございます。

偶然と片づけるには余りにも大きな震災の中で、このような偶然が一致するのかなと。

そこには何か大きな大きな大宇宙の意図があるような気もいたしているところであります。

そこで細かいことを聞きますが、きょうの新聞発表では8月下旬に出すということでした。これに合わせて徳島県で早くやるつもりであったということですが、それを延ばしたという代表質問のお答えでありました。これについては9月にはやれるのですか。

松野危機管理部次長

8月下旬をめどにという国の発表でございますので、その検討のデータをいただき次第、1カ月程度で進めてまいりたいと考えております。

竹内委員

9月にいけるのですか。

松野危機管理部次長

条例につきましては、その検討をした後、議会のほうに上程するということになりますので、現時点では具体的にいつ提案させていただけるかというのはまだちょっとわからない状況でございます。

竹内委員

8月下旬に来てから1カ月ということは、9月には間に合わず、11月になるということですね。これは一日も早くしなければならぬ。ということは、本来9月にしなければならぬ問題を11月に延ばすということではないのですか。これは11月には絶対に出てこないとおかしいですよ。

松野危機管理部次長

国へのデータの提供を早々にも要望いたしまして、できる作業を進めていき、県民の皆様方の御意見をいただき、できるだけ早く条例の制定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

竹内委員

11月には出すということを約束してください。そんなにおちおち待てません。おどされて、どうしていいのかわからないような状況の中、県民はおどおどしています。部長、必死になって頑張り、11月には出すと言ってください。

#### 納田危機管理部長

今、竹内委員のほうから条例についての制定時期ということでお話をいただきました。

今回の南海トラフに起因する津波によりまして、浸水域がどのくらいになるのかということをお早く出してほしいと国のほうに要請しておりまして、当初6月末には出るということで、私のほうも9月の議会に向けて一生懸命作業を進めておりました。

今後のスケジュールの中で、一番大きなウエートを占めてまいりますのがパブリックコメント。県民の方々の御意見を聞く期間について、1カ月は必要だと考えております。国から8月末に資料が出てきて、その日程を考えますと、9月は厳しい状況であると認識しております。ただ、先ほど松野次長からも説明いただきましたが、今回の国の8月末の発表というのが、津波浸水域や液状化の危険度のほか、少しおくれると言っていた人的な被害や物的な被害もあわせてというお話がございます。できれば津波浸水域のデータだけでもいただけたら、県民の方々に早く示せるのではないかというふうに私も考えておりますが、今の段階でそこまで断言するのは難しい状況でございます。確かに委員もおっしゃいましたように、少なくとも私のほうも11月の制定に向けて、全力を尽くしたいと思っております。

#### 竹内委員

いろいろな問題点をいっぱい抱え、国がおくれているからおくれているわけで、非常に大変だと思いますがぜひ頑張ってください。

その中で、先ほどからも話があるように規制緩和のほうは物すごく歓迎されます。規制をするという大きな流れの中、ほとんど県土整備部に属するほうが多いと思いますが、やっぱりこれは私有財産を一定程度抑圧したりするわけです。この前の知事の答弁では、規制をするということで、ある程度慎重にやるべきだというようなことを言っていました。さっきから集中的に中央構造線の話になっているのですが、これを2つに分けて、津波の困難地域に関しての規制というのは、今の感覚では6月に出すということだったので、どの程度考えているのか、そこのところをお聞きしたい。

#### 松野危機管理部次長

国の津波防災、地域づくり法において、警戒区域、津波災害警戒区域、特別警戒区域に指定し、その中で土地利用の規制が行われるということですが、その内容ですが、津波災害警戒区域につきましては、規制というような形ではなく、市町村が避難する体制を整備する区域ということになります。津波災害の特別警戒区域の中で県が指定するものがございます。その中での建築が制限されるということございまして、新たに建設される社会福祉施設や学校などの居室場所の床面の高さが基準水位以上となればよいということで、建築できないというわけではなく、基準水位以上に床の高さを上げれば建築することが可能であるという部分がまず一つでございます。

そのほか、特別警戒区域の中には、市町村がもう一段危険な区域、レッドゾーンとして指定するものがございます。これにつきましては、市町村の条例で定めるというふうになっています。

次に、中央構造線の関係でございますが、これにつきましては県が公表する活断層の位置図に基づいて、その影響範囲内にある活断層調査区域図というものを県が公表する。その中で新たに学校や医療施設など

を建設する場合、県に届けを出していただく。県が活断層の調査をお願いした場合、その調査に基づいて調査し、また報告書を提出いただく中で、その活断層自体を避けていただくということの適性を考えているところでございます。

竹内委員

よくわかりました。

特別警戒区域の中で、学校などについてはある一定の高さがあればクリアできるというんですね。さっき活断層の件で寺井委員もお聞きしましたが、阿波市の庁舎は対象にならないのですか。これは学校と一緒に緊急対策本部にもなるし、当然、役所というのはいろんな避難の場所にもなると思うのですが、指導しないのですか。

松野危機管理部次長

対象となる施設につきましては、現在、町内のワーキンググループなどで検討しておりますが、我々の考えております現在の施設とすることによりまして、ほかの事業者につきましてもそれを見習ってやっていただけるというふうに、この条例では規制というよりは誘導という形をとりたいと考えております。

寺井委員

さっきから病院や学校しか言わないのですが、阿波市の庁舎は職員全員が集まり、しかも防災の拠点ができる。どうしてそれを言わないのですか。

松野危機管理部次長

今の御意見などを踏まえまして、県庁内で検討させていただくとともに関係団体にも説明しているところでございますので、いろいろな御意見をいただきながら固めてまいりたいと考えております。

竹内委員

今の寺井委員の発言は、私の発言と思って聞いてください。

とにかくこれから建つということですので、県が主体性を持って指導しなければならない。そこはまだ条例に間に合っていないから、それはよろしいというのでは、本来の防災、減災の趣旨からすると、これでは納得がいかない。それから住民の人もちょっと心配していると思います。寺井委員がそのことについてずっと言っていますし、我々も同じです。

今回、市町村長さんとの意見交換会というのを3日かけてやりました。岸本副幹事長に御世話いただいたのですが、いろんな意見が出てきました。先ほどの黒川委員の例のデジタル化についても心配されており、数件出ておりました。それから岡委員が質問した自主防災についてもいろいろ詳細の話を伺いました。最終的には岡委員が言ったような問題が残っているため、お金がないのはわかっておりますが、対応していただきたい。本当に危機管理部はお金を持っていないのですね、非常に同情に値する。部長、やっぱりお金を持っていないと、力がつきません。さっきの長尾委員の話で、幾らかわかりませんが、DVDぐらいのお金でした

らしれたものです。私もこんなものは早目に予算をとってすべきだと思いました。危機管理部長というのは、知事や副知事と同じ最前列に座り、一番高いところにいる人ですから、お金も要求しなければならない。各部のお金を集めてきたのが危機管理部というのでは、ちょっと問題があると思います。あり方について、これから議会も知恵を出しますので、やっぱり応急的に対応しないといけないものは、お金を使って即座に実行しないと絶対にいけない。そういう思いであります。

もう一点、私は計画停電について非常に危惧をいたしております。四国電力の説明ですと、これはもうほとんどありませんとは言いましたが、例えば橘の火力発電所というのは、もうフル稼働しています。火電という火電は全部フル稼働しているわけで、そこがいつ壊れるかわからない。この期間に全国的には何カ所も壊れている。四国電力の場合、原子力発電に頼っているのが4割もあったため、これが壊れたら多分計画停電になる可能性が非常に高いと私は思います。その場合、今回も申し上げましたが、大きな病院の弱者は助けてくれるのですね。この間の説明でわかりましたが、変電所プラス電線ということで、大きな病院はいける。そこに漏れた病院に困った人がいっぱいいる。電気が消えたとき、そういう人を助け出す。そのときに大きな病院に救急車で移動させるという計画はできているのですか。

#### 近藤危機管理部次長

計画停電についての御質問でございます。

このたびの四国電力からの御説明によりますと、委員もおっしゃったとおり、非常に悪条件、猛暑のときに火力発電所の電源が脱落し、さらにほかの電力会社からの融通が受けられないという条件が整った場合、計画停電になる可能性があるということでお伺いしております。

県といたしましては、例えば人の命を預かる医療機関について、これまでも計画停電の緩和対象施設となるように要請をしてきたところでございますが、現在のところ重要な部分、例えば災害拠点病院、救急救命センター、周産期母子医療センター、加えて2次救急病院が県内に40カ所ございますが、計画停電になったときでも通電ができます。これにつきましては、県としても非常に残念な結果でございますが、漏れたところの対応につきまして、我々としては医療健康総局に対し、万全の体制がとれるように非常電源の状況などについて、通知なり対応のお願いをしているところでございます。

#### 竹内委員

これについては非常に心配をいたしております。実際、医療健康総局が中心になるのでしょうか、それがきちっとできれば、本当に徳島県の危機管理体制はすごいとわかると思います。その計画というものを早急に出してもらわないと、電気はすぐですからね。大概起こらないという考えが一番いけない。起こると思って絶対にやってほしい。知恵や労力が要る大変な仕事ですが、本当に助かる命は助けるということで頑張ってください。

なおきつく危機管理部のほうから健康医療総局のほうにお願いをして、県庁が全面的にそういうことができるようにしていただきたいと思っております。部長、答弁してください。

#### 納田危機管理部長

県としましては、今回の計画停電に際し、県民の方々の生命、身体を守ることがまず一番と考えております。今の委員からの御指摘も踏まえ、県庁職員全員が一丸となり、今回の計画停電に立ち向かってまいりたいと思います。

竹内委員

危機管理に携わる皆さんが大変なことも重々わかっております。特に部長は単身赴任でありますので、健康に留意して、ぜひ全員一丸となって頑張ってくださいを激励して終わります。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第3号、議案第4号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時05分)